

指定通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営方針

通所定員 30名

1 事業の目的

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

2 運営の方針

要支援又は要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。

3 職員の職種及び員数

介護職（介護福祉士） 6名 ・ 介護職 1名
理学療法士 1名 ・ 医師 1名

4 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日
(但し、5月の祝日および年末年始は除く。)
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

5 利用料

厚生労働大臣が定める基準額の1割の額とする。
(所得の状況により、2割または3割の場合あり。)

6 その他の費用

昼食 750円
(※ おむつ等施設の物を使用した場合は実費を徴収する。)

7 通常の送迎の実施地域

那須烏山市とする。